

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

佐賀県知事職務代理者
佐賀県副知事 坂 井 浩 毅

佐賀県規則第100号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(6) 略</u></p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業<u>及び</u>コンタクトセンターを運営する事業とする。</p> <p>（対象施設）</p> <p>第4条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) バックオフィス 企業の総務、人事、経理その他の管理業務又は書類の收受及び発送、データ入力その他の事務業務を集約的に行う施設</u></p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> <p>（対象事業）</p> <p>第3条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ビジネス支援サービス業<u>並びに</u>コンタクトセンター<u>及び</u>バックオフィスを運営する事業とする。</p> <p>（対象施設）</p> <p>第4条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) バックオフィスを運営する事業 バックオフィスの用に供</u></p>

改正前	改正後
<p>(特例対象者)</p> <p>第 5 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後 2 年（ 2 年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が 10 年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、当該者が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第 1 項に規定する特定事業者に該当するときは、同条第 3 項に規定する企業立地計画の承認を受けていなければならない。</p> <p>(1) 製造業 対象施設に係る投資額が 2 億円以上であり、かつ、<u>新規地元雇用者（試験研究施設の研究員については、対象施設への配置転換により県外から県内に転入する者を含む。以下この号及び第 9 条において同じ。）が 10 人以上であること。ただし、対象施設の用地の拡張を伴わない既存の敷地内での増設（知事が認める重点誘致産業への転換のための増設を除く。）の場合は、対象施設に係る投資額が 50 億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が 50 人以上であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ビジネス支援サービス業 対象施設に係る投資額（償却資産の賃借に要する経費を含む。次号において同じ。）が 3,000 万円以上であり、かつ、<u>新規地元雇用者（対象施設への配置転換により県外から県内に転入をする者を含む。第 9 条において同</u></p>	<p><u>する施設</u></p> <p>(特例対象者)</p> <p>第 5 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後 2 年（ 2 年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が 10 年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、当該者が企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第 1 項に規定する特定事業者に該当するときは、同条第 3 項に規定する企業立地計画の承認を受けていなければならない。</p> <p>(1) 製造業 対象施設に係る投資額が 2 億円以上であり、かつ、<u>新規地元雇用者が 10 人以上であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) ビジネス支援サービス業 対象施設に係る投資額（償却資産の賃借に要する経費を含む。次号及び第 5 号において同じ。）が 3,000 万円以上であり、かつ、<u>新規地元雇用者が 5 人以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p>じ。)が5人以上であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(新規地元雇用者)</p> <p>第6条 条例第2条第5号の規則で定める者は、対象施設に係る労働者として新たに雇用される常用労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿に記載された者をいう。以下この号において同じ。)、当該施設の運営業務の委託を受けた者が新たに雇用する常用労働者及び派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき派遣元事業主から新たに派遣される常用労働者(県内の他の事務所又は事業所に派遣されていた者を除く。))をいう。)で、県内に住所を有するものとする。</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>バックオフィスを運営する事業 対象施設に係る投資額が3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が10人以上であること。</u></p> <p>(新規地元雇用者)</p> <p>第6条 条例第2条第5号の規則で定める者は、対象施設に係る労働者として次の各号のいずれかに該当する者で、県内に住所を有するものとする。</p> <p>(1) <u>新たに雇用される常用労働者(労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条第1項の労働者名簿に記載された者をいう。以下この条において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>対象施設の運営業務の委託を受けた者が新たに雇用する常用労働者</u></p> <p>(3) <u>派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき派遣元事業主から新たに派遣される常用労働者(県内の他の事務所又は事業所に派遣されていた者を除く。))をいう。)</u></p> <p>(4) <u>対象施設への配置転換、出向等により県外から県内に転入す</u></p>

改正前	改正後													
<p>様式第 2 号 (第 8 条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="235 395 1093 722"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="235 395 1093 435">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 435 896 683"> 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設に限る。) の合計額 </td> <td data-bbox="896 435 1093 683">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="235 683 1093 722">略</td> </tr> </table> <p>略</p>	略		新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設に限る。) の合計額	円	略		<p>る常用労働者</p> <p>様式第 2 号 (第 8 条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1162 395 2020 722"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1162 395 2020 435">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 435 1816 683"> 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設に限る。) の合計額 </td> <td data-bbox="1816 435 2020 683">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1162 683 2020 722">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1162 778 2020 938"> <tr> <td data-bbox="1162 778 2020 938"> <u>この様式に記載された個人情報、事業税の課税免除等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u> </td> </tr> </table>	略		新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設に限る。) の合計額	円	略		<u>この様式に記載された個人情報、事業税の課税免除等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u>
略														
新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設に限る。) の合計額	円													
略														
略														
新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設に限る。) の合計額	円													
略														
<u>この様式に記載された個人情報、事業税の課税免除等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u>														
<p>様式第 3 号 (第 8 条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="235 1042 1093 1369"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="235 1042 1093 1082">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 1082 896 1329"> 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設に限る。) の合計額 </td> <td data-bbox="896 1082 1093 1329">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="235 1329 1093 1369">略</td> </tr> </table>	略		新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設に限る。) の合計額	円	略		<p>様式第 3 号 (第 8 条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1162 1042 2020 1369"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1162 1042 2020 1082">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1162 1082 1816 1329"> 新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設に限る。) の合計額 </td> <td data-bbox="1816 1082 2020 1329">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1162 1329 2020 1369">略</td> </tr> </table>	略		新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設に限る。) の合計額	円	略		
略														
新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号及び第 4 号に規定する施設に限る。) の合計額	円													
略														
略														
新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費 (佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第 4 条第 3 号から第 5 号までに規定する施設に限る。) の合計額	円													
略														

改正前	改正後												
<p>略</p> <p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="237 564 1093 893"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号及び第4号に規定する施設に限る。)の合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>略</p>	略		新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号及び第4号に規定する施設に限る。)の合計額	円	略		<p>略</p> <div data-bbox="1164 304 2018 467" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>この様式に記載された個人情報、不動産取得税の課税免除に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> </div> <p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1164 564 2018 893"> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号から第5号までに規定する施設に限る。)の合計額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <div data-bbox="1164 948 2018 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>この様式に記載された個人情報は、固定資産税の課税免除等に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。</u></p> </div>	略		新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号から第5号までに規定する施設に限る。)の合計額	円	略	
略													
新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号及び第4号に規定する施設に限る。)の合計額	円												
略													
略													
新設又は増設(地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)をした対象施設の取得価額及び償却資産の賃借に要した経費(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第4条第3号から第5号までに規定する施設に限る。)の合計額	円												
略													

附 則

この規則は、公布の日から施行する。